

令和2年7月末日までに受けて下さい！

## 伐木等(チェーンソー使用)の業務に係る 特別教育「補講」のご案内

労働安全衛生規則の一部が改正され、令和2年8月1日から新たな特別教育に移行されます。  
その為、既にチェーンソーの資格を持っている方は、「補講を受講しなければ、チェーンソー業務に就けなくなります」ので、令和2年7月末日までに受講いただきますようご案内いたします。

### 1. 受講対象

**安衛則36条8号(大径木) 修了者**

※安衛則36条8号の2(小径木)修了者対象の講習は、7/1に実施いたします。



### 2. 講習日時

	講習日	講習時間	受付期間	定員	会場
①	R2.5.1(金)	9:00～12:00	3/25～4/16	60名	旭川市勤労者福祉会館(旭川市5条4丁目)
②	"	13:00～16:00	"	60名	旭川市勤労者福祉会館(旭川市5条4丁目)
③	R2.6.24(水)	9:00～12:00	5/15～6/10	60名	旭川市勤労者福祉会館(旭川市5条4丁目)
④	"	13:00～16:00	"	60名	旭川市勤労者福祉会館(旭川市5条4丁目)

### 3. 受講料(テキスト代含)

会員4,500円 会員外5,500円

### 4. 申込方法

申込書に受講料と下記の添付書類を添えて、持参または現金書留で当分会へお申込み下さい。  
(受講料振り込み希望の場合は当分会にご連絡下さい。)

### 5. 添付書類

㊦写真1枚(30ミリ×25ミリ)

㊦伐木等(チェーンソー)特別教育の修了証コピー(表・裏)

㊦上記㊦の伐木等(チェーンソー)特別教育の修了証が、林災防北海道支部以外の発行の場合は、その発行団体から「受講証明書」(別紙1)に証明をもらい提出して下さい。

### 6. 修了証

原則、締切日までに写真が届いた場合は、当日交付いたします。(それ以後は、後日送付)

※既に所持している林業関係(刈払機、車両系木材伐出機械、造林指揮者、伐木再教育など)の資格の内、  
林災防北海道支部発行の修了証コピー(表・裏)を提出していただくと、修了証が一つにまとまります。

### 7. その他

受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。

### 8. 時間割

	科目	範囲	時間
学 科	伐木等作業に関する知識	・造材の方法 ・下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	・安衛法、安衛令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実 技	伐木等の方法	・下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分
講習時間(安衛則36条8号(大径木)修了者対象)			2時間30分



林材業労災防止協会旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階  
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



# 伐木等(チェーンソー)特別教育「補講」 受講申込書

伐木等(チェーンソー)特別教育修了証のコピー表裏を必ず添付して下さい。

伐木等(チェーンソー)特別教育修了証が、林災防北海道支部以外の発行の場合は、その発行団体から「受講証明書」(別紙1)に証明をもらい提出して下さい。

縦30mm  
横24mm  
写真1枚添付  
裏面に氏名記入

受講番号			
ふりがな			性別
氏名			男・女
生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒		
	携帯		
勤務先	所在地	〒 TEL	
	名称	FAX 担当者名	

楷書で正確に書いて下さい。

受講区分	受講日、午前か午後 いずれかに を付ける		受講対象	受講料	
	会員	会員外		会員	会員外
補講	5/1・6/24	午前・午後	安衛則36条8号 (大径木)修了者	4,500円	5,500円
年 月 日			会員・会員外	円	

受講料納入方法( 印表示) 振込 ・現金書留送付 ・ 協会へ持参

( いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います )

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

林材業労災防止協会旭川分会 御中

(別紙1)

## 伐木等の業務(チェーンソー)特別教育の「受講証明書」

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会  
北海道支部 支部長 松原 正和 様

教習機関名

印

下記の者について、当教習機関で修了した、伐木等の業務(チェーンソー)特別教育の講習区分は、次のとおりであることを証明します。

- 1 氏 名 \_\_\_\_\_
- 2 修了証番号 \_\_\_\_\_
- 3 交付年月日 \_\_\_\_\_

該当する講習区分に☑を記して下さい。

安衛則36条8号(大径木)修了者  
(チェーンソーに関する知識等の教育を含めて特別教育を修了した者)  
平成31年2月14日付け基発0214第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第2の1の(3)の(イ)に該当

安衛則36条8号の2(小径木)修了者  
平成31年2月14日付け基発0214第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第2の1の(3)の(エ)に該当

安衛則36条8号(手のこ等)修了者  
(チェーンソーに関する知識等の教育を含まない特別教育を修了した者)  
平成31年2月14日付け基発0214第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第2の1の(3)の(ウ)に該当